

J A加賀 南支店だより

2022.11月号

ゆとりある将来に
備えるために！

組合員・利用者の皆様へ

～こんな不安やお悩みございませんか？～

- ・現在の預貯金金利に不満がある
- ・老後の資金（年金）について不安がある
- ・ここ最近の物価の上昇が気になる…
- ・運用に興味はあるが何から始めればよいのかわからない

一つでもチェックが付く方は南支店までご連絡下さい☺

J A加賀では、皆さまの資産形成・資産運用をサポート致します！！

年金友の会会員の皆様へ

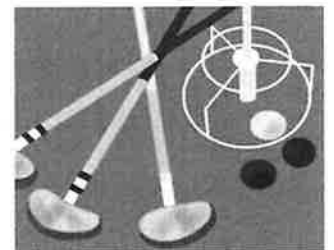
▶ 第8回 J A加賀南支店年金友の会グラウンドゴルフ大会 ▶

日頃は J A加賀南支店をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

今年度も、年金友の会会員の皆様の親睦、健康維持を目的に下記の通り南支店主催年金友の会グラウンドゴルフ大会を開催いたします。

日時

令和4年11月17日（木）小雨決行
〈受付〉 午前9時30分～
〈競技開始〉 午前10時頃



場所

桔梗ヶ丘広場（みやびの宿 加賀百万石前）

申込締切

申込締切 令和4年10月26日（水）

※今後の感染状況を考慮し、中止させて頂く場合もありますのでご了承ください。

お問い合わせは南支店まで TEL：76-0880

コツコツ積み立てて、老後の蓄えと節税を！ JAの年金共済 “ライフロード”

○月々共済掛金3,000円からスタートできます。

○年間共済掛金80,000円コースでは、所得税と住民税を合計して
最大**20,800**円の税金が軽減されます。

○税制適格特約付節税プラン(*1)は18才から80才までの方がご利用可能です。

(*1)税制適格特約を付加する場合は、一定の要件を満たす必要があります。

～ あなたはどれだけの節税効果が見込めますか？ 確認してみてください！ ～

1. まずはあなたの課税所得金額を 確認してみましょう！

(A) - (B) = 課税所得金額



※××年分 給与所得の源泉徴収票

氏名	東京都千代田区大手町1-1-1	性別	男	生年月日	昭和42年4月13日
給与	6,400,000円	(A) 給与所得控除	4,500,000円	(B) 所得控除	182,000円
課税所得金額					

※確定申告した場合は、申告書によりご確認ください。

2. 早見表で所得税と住民税の軽減額を確認しましょう！

○所得税・住民税の軽減額早見表 (年間の支払共済掛金合計額が8万円以上の場合)

課税所得金額	所得税率	住民税率	軽減される所得税(*2)	軽減される住民税(*3)	合計額
195万円以下	5%	一律10%	2,000円	2,800円	4,800円
195万円超 330万円以下	10%		4,000円	2,800円	6,800円
330万円超 695万円以下	20%		8,000円	2,800円	10,800円
695万円超 900万円以下	23%		9,200円	2,800円	12,000円
900万円超 1,800万円以下	33%		13,200円	2,800円	16,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%		16,000円	2,800円	18,800円
4,000万円超	45%		18,000円	2,800円	20,800円

(*2)所得税における生命保険料控除額4万円×課税所得金額に応じた所得税率

(*3)住民税における生命保険料控除2.8万円×一律10%

※税額控除の適用を受ける場合などは軽減額が異なることがあります。

※この資料は、概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。
また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

JA加賀 南支店
加賀市上野町子 103-1 TEL:0761-76-0880

